

議第36号

三島市水道事業の業務の状況を説明する書類の作成及び公表に関する

条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業の業務の状況を説明する書類の作成及び公表に関する条例（昭和36年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市水道事業及び公共下水道事業の業務の状況を説明する書類の作

成及び公表に関する条例

第1条中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士